

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成一六年一二月一日法律第一五号)

一、提案理由(平成一六年一二月五日・衆議院内閣委員会)

棚橋国務大臣 ただいま議題となりました民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

続きまして、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行う必要があることから、書面のみを検査対象としている立入検査規定について電磁的記録も含むようにする規定、電磁的記録による保存に際しての行政庁の承認等特別な手続に係る規定等を整備するものでございます。

以上が、これら二法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成一六年一二月一日)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平一六法一四九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(平成一六年一二月十九日)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平一六法一四九)の委員長報告と一括して掲載)